

令和2年5月18日

幼稚園長・各小中学校長 様

磐梯町教育委員会教育長

学校における教育活動の再開について（通知）

このことについて、県教育委員会教育長から「段階的な学校再開時の対応指針案」と併せて要請がありました。

これらのことを踏まえ、幼稚園、各小・中学校の教育活動を段階的に充実させるため下記により教育活動を再開しますので、園児・児童生徒の心身のケアに十分配慮しながら再開に向けて適切な対応をお願いいたします。

記

1 学校再開に当たっての教育活動のあり方に係る基本的な考え方

学校における感染症対策を徹底した上で、「3つの密」（密閉、密集、密室）を避けるように工夫して、幼稚園、各小中学校において園児・児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作っていくことにより、すべての園児・児童生徒が教育を受けることができるように段階的に教育活動を再開していく。

2 段階的な教育活動の再開

- (1) 第1段階 5月18日（月）～5月22日（金）分散登校日
- (2) 第2段階 5月25日（月）～5月29日（金）短縮授業
- (3) 第3段階 6月 1日（月）～ 通常授業

3 その他

- (1) 登園、登校前の検温の習慣化等家庭の理解と協力を得ながら進める。
- (2) 給食管理の基準に基づき、給食の再開は6月1日からとする。
- (3) 園児、児童生徒の心のケアと健康状態の適切な把握に努める。
- (4) 教育委員会や関係機関と連携を図って進める。